

締約国に関する情報 T T	トリニダード・トバゴ	附属書 B 1 T T
一般情報		
国内官庁の名称	Intellectual Property Office, Office of the Attorney General and Ministry of Legal Affairs (Trinidad and Tobago) (司法長官法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ))	
所在地	3rd Floor, Capital Plaza, 11-13, Frederick Street, Port of Spain, Trinidad and Tobago	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(1-868) 226 44 76	
電子メール	info@ipo. gov. tt	
インターネット	http://www. ipo. gov. tt	
ファクシミリ装置	(1-868) 226 51 60	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
トリニダード・トバゴの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 又は司法長官法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
トリニダード・トバゴが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	司法長官法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用証	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

T T	トリニダード・トバゴ (続き)	T T
国際型調査に関するトリニダード・トバゴの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
トリニダード・トバゴが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
トリニダード・トバゴが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	